

令和7年1月30日

平塚市監査委員 市 川 喜久江
同 城 田 孝 子
同 山 原 栄 一
同 秋 澤 雅 久

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
健康・こども部 保育課
- 2 監査実施日
令和6年11月28日
- 3 監査結果の公表日
令和6年12月26日（平塚市監査委員公表第20号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 （指摘事項） （1） 支出事務において、保育料徴収委託事務における私人徴収委託の告示文書に根拠法令の誤りがあった。 （2） 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れが複数あった。 関係法令に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	財務に関する事務 （1） 私人徴収委託を行う事業について根拠法令の見直しがあった際は、情報の見逃しをなくすよう、複数の担当者で意識して対応することを徹底します。 （2） 課内全員で個人情報の保護に関する条例等を再確認した上で、各事業を複数名体制で管理し、今後は報告漏れのないよう適正運用を徹底します。

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務において、国庫支出金の交付指令に対する調定手続きを行っていないかった。	財務に関する事務 (1) 国庫支出金は、交付申請に基づく交付決定を受け、その後、実績報告を経て交付額の確定通知がされますが、交付決定を受け次第、調定手続きを行うことを担当内で意識共有しました。 なお、交付額の確定通知時に、交付決定に伴う調定手続処理の再確認をしており、今後も継続していきます。

(2) 契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れがあった。 関係法令に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	(2) 放置自転車委託業務において、現場代理人届の報告はあったが、個人情報取扱特記事項の必要事項をすべて満たすものではありませんでした。 適正な措置を講じるため、担当内で契約事務の手続きを確認し共有するとともに、委託事業者に対しては特記事項の内容の理解を求め、必要事項を報告するよう指示しました。
--	--

以 上